世界人権宣言
大阪連絡会議

第 349 回国際人権規約連続学習会

障害者差別禁止法の意義

―早期制定を求めて

障害者の社会参加を支援する「障害者差別禁止法」。前政権が 2012 年度通常国会で成立を目指して整備を進めていましたが、政権交代により棚上げ状態になっています。

日本では憲法や障害者基本法で差別の禁止を定めていますが、何が「障害者差別」となるのかは明らかにしていません。あからさまな差別だと解りやすいのですが、他の人が「良かれ」と思った行為や、無意識の行為が、障害を持つ人に不利益となる場合や不平等な取り扱いである場合があります。

そこで、障害がある人もない人も同じように社会参加を保障するためにはどのような仕組みが必要なのか、何が差別に当たるのかという社会の共通ルールとして、成立が求められていた「障害者差別禁止法」。全ての人が共に尊重し合う社会を創るためにも大切な法案です。このまま先送りされるべきものではありません。

障害者差別禁止法制定に向けて、内閣府・障がい者制度改革推進会議差別禁止部会の委員を務めていた山崎公士さんをお迎えして、改めてこの法律の意義を学ぶと共に、その早期制定の必要性を訴えたいと思います。多くの方のご参加をお待ちしています。

報告　**山崎公士**さん（神奈川大学法学部教授）

日時　2013 年4月 26 日（金）午後3時～4時45分

会場　大阪市立市民交流センターすみよし北（大阪市住吉区帝塚山東5-3-21）＊下記地図参照

参加資料代　1,000 円

＊ 午後 1 時 30 分～3 時は当連絡会議第 28 回総会を開催しています。

＊ この学習会は総会記念講演ですが、一般の方もご参加いただけます。

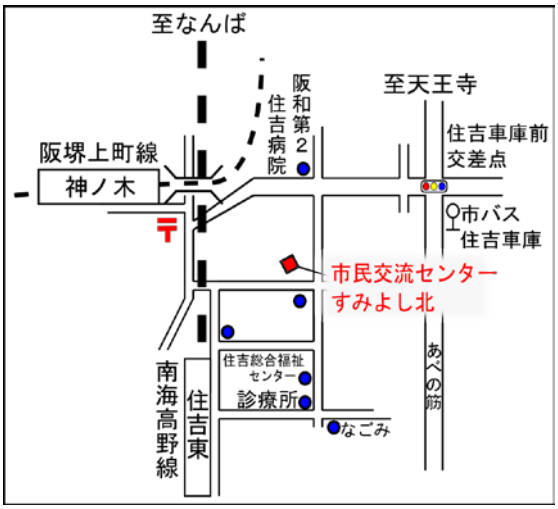

お申し込み・お問い合わせは、
世界人権宣言大阪連絡会議事務局まで
TEL＆FAX：06-6581-8705
E-mail:gakusyukai@blhrri.org